



医 政 発 第 0 3 1 0 0 0 1 号 平成 1 7 年 3 月 1 0 日

各都道府県知亭殿

厚生労働省医政局



救急救命士の薬剤(エピネフリン)投与の実施について

標記に関し、今般、「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」(平成17年3月10日厚生労働省令第26号)及び「救急救命士法施行規則第21条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤」(平成17年3月10日厚生労働省告示第65号)等が公布(別紙(官報写))され、平成18年4月1日より施行されることとなった。

ついては、本件の趣旨、内容及び留意点について御了知のうえ、消防主管部局とも連携 し、所定の講習、実習を修了する等の諸条件を満たした救急救命士が薬剤投与を適切に実 施できるよう取組をお願いするとともに、医療機関等関係方面への周知徹底及び指導方よ るしくお願いしたい。

記

### 第1 改正の趣旨及び内容

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」(座長 松田博青 日本救急医療財団理事長)の報告書(平成15年12月26日。以下「報告書」という。)を踏まえ、重度傷病者のうち心肺機能停止状態の患者を対象として、救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条第3号として、「厚生労働大臣の指定する薬剤の投与」を規定し、新たに「救急救命士法施行規則第21条第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する薬剤(平成17年3月10日厚生労働省告示第65号)」として「エピネフリン」を定めるものである。

### 第2 留意事項

## 1 メディカルコントロール体制の整備について

薬剤投与については、救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条第1項に規定する医師の具体的な指示を受けなければ行ってはならない救急救命処置(特定行為)であることから、実施に際して、常時継続して医師の具体的指示が受けられる体制の整備はもちろん、プロトコールの作成、事後検証体制、再教育体制等の整備など、メディカルコントロール体制の整備が実施の前提条件となることに十分留意されたいこと。

なお、こうしたメディカルコントロール体制の整備については、「メディカルコントロール協議会の設置促進について」(平成14年7月23日消防庁次長・厚生労働省医政局長連名通知)、「メディカルコントロール体制の整備について」(平成15年7月28日消防庁次長、厚生労働省医政局長連名通知)等において周知してきたところであるが、特に薬剤投与については、報告書にもあるとおり、「薬剤投与が除細動や気管挿管に比較しても、誤投与が生じた場合の影響が不可逆的であるなど、より危険を伴う行為」である。このため、薬剤投与の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化については、別途通知するので参考にされたい。

- 2 薬剤投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について 薬剤投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等の具体的運用につい ては、別途通知するので参考にされたい。
- 3 薬剤投与の対象について

薬剤投与の対象となる患者は、心臓機能停止の状態である患者に対して行うことが 認められるものであること。

### 第3 実施時期等

実施時期は平成18年4月1日とする。

実施時期以前は、薬剤投与は一切認められないこと。ただし、その実施に係る事前の講習及び実習については、その限りではなく、この場合においては、都道府県メディカルコントロール協議会、受入施設等と十分協議すること。

# 第4 その他

- 1 関連する通知の改正について
  - (1)「救急救命士法の施行について」(平成3年8月15日健政発第496号厚生省 健康政策局長通知)の第5の2を次のように改める。

「救急救命士は、医師の指示の下に救急救命処置を行うものであるが、そのうち、規則第21条に規定する心肺機能停止状態の患者に対する次の救急救命処置については、特に医師の具体的な指示の下に行わなければならないものであること。

- ① 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた静脈路確保のための輸液
- ② 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保
- ③ 厚生労働大臣の指定する薬剤の役与 なお、①、②及び③については、別途告示するものであること。」
- 2 「救急救命士養成所の指導要領について」の改正について 「救急救命士養成所の指導要領について」(平成3年8月15日健政発第497号 厚生省健康政策局長通知)の別表1を別添のとおりに改める。

# 教育内容と教育目標

| Γ                                     |                      |                    | · Z                         | <u> </u>               |  |
|---------------------------------------|----------------------|--------------------|-----------------------------|------------------------|--|
|                                       | 教育内容                 | 指<br>別 表           | 位<br>定<br>規<br>別<br>意<br>第2 |                        | 教育目標   |
| 基礎分                                   | 科学的思考の基盤             | 8                  | : -                         |                        | 医療従事者として必要な科学的思考及び教養を<br>身につける。生命に関わる科学の基礎を理解し、<br>疫学的な考察力を培うとともに情報化社会に対応<br>できる知識を習得する。                     |
| 野                                     | 人間と人間空活              |                    | ·<br>•                      | 4                      | 人間性を磨き、自由で客観的な判断力を培い。<br>主体的な行動力を身につける。  |
| L                                     | : (小計)               | . 8                | , <del>-</del>              | ·                      | ,  |
| 事                                     | 人体の備造と機能             | 4                  | 4                           | 3                      | 人体の構造と機能及び心身の発達に関する知識<br>を系統的に習得する。  |
| 門基                                    | , 疾患の成り立ちと回復。<br>の過程 | ,<br>4<br>         | :<br>: 4                    | . <u>2</u>             | 疾病及び障害に関する知識を系統的に習得する。   |
| 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | :<br>健康と社会保障<br>     | 2                  | . 2                         | 1                      | 公衆衛生の基本的考え方を理解し、国民の健康<br>及び地域・環境保健、医療及び福祉についての知<br>識を習得する。   |
| 1                                     | (小計)                 | 10                 | : 10                        | 6                      |  |
|                                       |                      |                    | !                           |                        | 生命倫理と医の倫理(インフォームドコンセン<br>トを含む)の基本的考え方を理解する。  |
|                                       | · 救 急 医 学 概 論        | <u>6</u>           | <u>6</u>                    | f<br><u>4</u><br>⋮     | 地域における教急教命士の役割を理解し、メディカルコントロール体制下における救急現場、<br>搬送課程における救急医療及び災害医療についての知識を系統的に習得する。また、救急救命処置に係る医療事故対策について理解する。 |
|                                       | 救急症候,病態生理学           | <u>7</u>           | <u> </u>                    | <u>.</u><br>. <u>5</u> | 各種疾患の症候・病態生理について理解し、症候・病態ごとに観察、評価、処量及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。  |
| 亨門                                    | 疾病教急医学               | 8                  | В                           | 5                      | 各種疾患(小児、高齢者、妊産婦等を含む)の<br>発症機序、病態、症状、所見及び予後等について<br>理解し、観察、評価、処置及び搬送法に関する知<br>識を系統的に習得する。                     |
| 分野                                    | ·<br>外傷救急医学<br>·     | 4                  | . <i>4</i>                  | 2                      | 外傷の受傷機転、発生機序、病態、症状、所見<br>及び予後等について理解し、観察、評価、処置及<br>び搬送法に関する知識を系統的に習得する。                                      |
|                                       | 環境障害・急性中毒学           | 1                  | 1                           | . <b>1</b>             | 環境因子、中毒物質、放射線等による障害の発<br>生機序、病態、症状、所見及び予後等について理解し、観察、評価、処置及び搬送法に関する知識<br>を系統的に習得する。                          |
|                                       | , 臨 地                | ; <u>2<b>5</b></u> | :<br><u>25</u><br>:         | <u>9</u>               | 修得した知識を病院前教護において的確かつ安全に応用できる実践能力を身につけ、メディカルコントロールの重要性を確認し、傷病者に対する適切な態度を習得し、医師とともに救急医療を担う医療従事者としての自覚と責任感を養う。  |
| }                                     | (小計)                 | 51                 | <u>51</u>                   | <u>26</u>              |  |
| ]                                     | <u></u>              | 59                 | 61                          | 32                     | <u> </u>   |
| L                                     |                      |                    | 1 21                        | , 02                   | <del></del>  |

(下線は変更部分)





医政指発第0310002号 平成17年3月10日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

救急救命士の薬剤投与の実施のための講習及び実習要領について

「救急救命士の薬剤(エピネフリン)投与の実施について」(平成17年3月10日医政発第0310001号厚生労働省医政局長通知)において別途通知することとしていたところ、別紙の通りとりまとめたので参考とされたい。

なお、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令(平成17年3月10日厚生労働省令第26号)の施行日(平成18年4月1日)後に実施される救急救命士の試験の合格者(以下「新試験合格者」という。)については、「救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」(平成17年3月10日文部科学省・厚生労働省令第1号)による改正後の教育の内容を修得していることから、当該通知で定めるいわゆる追加講習及び実習を受講する必要はないものであることに留意されたい。

# 薬剤投与の実施のための講習及び実習要領について

# 1 講習について

原則として、次の条件を満たすものであり、講習実施施設の長は、その内容について、都道府県メディカルコントロール協議会(以下「都道府県MC協議会」という。)又は地域メディカルコントロール協議会(以下「地域MC協議会」という。)と十分協議すること。

なお、本講習修了後に2の実習が円滑に実施できるよう、各都道府県関係部局は連携して講習の受講者数等も含めて、講習の実施について、都道府県MC協議会又は地域M·C協議会と十分協議すること。

# (1)対象者について

救急救命士の資格を有する者(新試験合格者を除く)

- (2) 講習内容及び講習時間について 別表1に定める内容以上のものであること
- (3) 教員について

別表1に掲げる各教育内容を教授するに適当な数の教員を有し、医師、教急救命士 又はこれと同等以上の学識経験を有する者が望ましいこと。

(4) 定員について

1 讃羲の定員は、10人以上50人以下が望ましいこと。

(5) 講習を実施する施設について

同時に行う講義数を下らない数の普通教室を有し、適当な広さの実習室を有すること。

(6) 備品について

講習を実施する上で必要な機械器具、図書等を有していること。

(7) 講習修了証明書の発行について

適正な筆記試験及び実技試験を行い、その試験に合格した者については、講習実施施設の長が、講習修了証明書を発行すること。

### 2 実習について

原則として、次の条件を満たすもであり、実習受入施設の長は、その内容について、 都道府県MC協議会又は地域MC協議会と十分協議すること。

なお、実習の取扱については、平成16年度厚生労働科学研究「救急救命士による特定行為の再検討に関する研究」報告書にある「病院内での薬剤投与実習ガイドライン」 (別添)を併せて参考にされたい。

# (1)対象者について

救急救命士の資格を有する者 (新試験合格者を除く)

(2) 実習内容について

別表1に定める内容以上のものであること

(3) 施設基準について

当該実習受け入れに関する理解や実習指導医の配置状況等をふまえ、都道府県MC協議会又は地域MC協議会が選定した施設であること。

(4) 実習の記録等について

実習生は実習内容について自ら所定の様式に記録し、その内容については実習指導 医の確認を得ること。また、実習指導医は、診療録等に実習の内容等について記録す ることが望ましいこと。

(5) 実習記録の保管について

実習生又は実習生が所属する機関は、実習の記録を保管すること。なお、保管の期間は5年以上が望ましいこと。

(6) 実習の中断、中止について

実習を開始した後も、当該救急救命士に薬剤投与を行わせることは不適切であると 実習指導医及び施設長が判断した場合は実習を中断又は中止することができるもので あること。

なお、一度実習が中止された場合で、再度実習を行う場合は、新規として取り扱うこと。

(7) 実習修了証明書について

実習を修了した者については、実習受入施設の長が、実習修了証明書を発行すること。実習修了証明書の書式等については、都道府県MC協議会又は地域MC協議会と十分協議を行うこと。

(8) 契約について

万一の事故。訴訟発生時を想定し、救急救命士、研修や具体的指示等に協力する医師及び医療機関の法的責任が明確化されるよう、実習依頼施設と実習受け入れ施設との間で、適切な契約の締結を図ること。

3 実習及び講習修了者の認定及び登録について

薬剤投与を行う際には、常時オンラインメディカルコントロールによって、医師の具体的指示を受けることになるので、その円滑な運用を図るために、1の講習を修了して、

講習修了証明書の交付を受けた者のうち、2の実習を修了して、実習修了証明書の交付 を受けた救急救命士を把握する必要がある。

都道府県MC協議会は、救急救命士の資格を有し、1 (7)及び2 (7)に基づく各々の修了証明証等によって、上記の把握ができた者に対して、医師の具体的指示下での薬剤投与の実施に係る認定証を交付し、また、その認定を受けた救急救命士を登録するための名簿を作成、管理するとともに、薬剤投与の円滑な運用のために地域MC協議会と情報を共有すること。

### 4 再教育について

薬剤投与を行う際に必要な知識、技能を修得し、3の認定証を交付された教急救命士 及び新試験合格者に対し、その技術を維持するために必要な再教育を行うこと。

### 5 その他

気管内チューブによる気道の確保のための講習と同時に薬剤投与の実施ための講習及び実習を行う際には、別表2のとおり実施できるものであること。

ただし、気管内チューブによる気道の確保のために行う病院実習については、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について」(平成16年3月23日医政指発第03230049号)を踏まえて別に実施するものであること。



# よる薬剤投与に係る追加講習カリキュラ 救急救命士

像国螺(General Instructional Objective)]

数急取場において、心臓機能停止傷療者の病態に応じた禁剤投与を的確かつ安全に施行する能力を身につける。 験刺数与に伴う危険因子を影談し、夢故象生時に適切に対処できる能力を身につける。 練剤投与はメディカルコントロール下で行われているという事を認識する。

1年版一50分

| 中項目                            | 日郊小  | 到選目標。  | - 1            | 時限数          |
|--------------------------------|--|--|----------------|--------------|
| リブレデスト                         |  |  | -              |              |
| 集制投与に必要な福港[2] 循環器系の構造と機能<br>課能 | (1) 心臓の構造人機能   | 薬剤牧中に暗滅する心臓の棒造と機能について説明できる。  | . 27           | <u> </u>     |
|                                | (2) 原瘤素の構造と繊維  | 薬剤投与に関連する脈管系の構造と機能について説明できる。   | ь:             |              |
| 1) 循環の制御                       | (3) 自権権務系による循環制的機構(4) 内分泌系おえびその他の循環部等機構                            | 自律神経系による循環の調節機能について説明できる。<br>  内分泌系やその他の循環の調筋機能について説明できる。                            |                | <u> </u>     |
| 4) 体液、電解質、酸塩基平衡                | (6) 体液, 電解質, 酸焰基片傷の基本(6) 体液, 超稀質, 穀燭基半續の異常                         | 体液・電解型・酸塩塞平衡の基本について説明できる。  | 2 22           |              |
| 5) 心肺停止に至る病態                   | (7) 福環不全による心臓停止<br>(8) 阿吸不会による心師停止                                 | 循環不全から心肺停止に至る疾態について説明できる。<br>  呼吸不全から心肺停止に至る消骸について説明できる。                             | 67 +-          | [-           |
|                                | (9) その他の原因による心肺停止  | 権環不全、呼吸不全以外の原因で心肺停止に至る病態について説明できる。   | ·              |              |
| 6) 心師停止蘇生後の病態                  | (10) 心師停止蘇生後にみられる種々の摘態   | 心肺蘇生後に周围となる種々の病態について説明できる。   | 2              | <sup>2</sup> |
| 7) 心室細動/無原性心室鎖柱                | (11)心験細動/無脈性心室照拍の原因となる病態   | 心室細動/無脈性心室類拍の原因となる主な協病病態について説明できる。   | 24             | 2            |
| 8) 無照性戰策的活動/心静止                | (12) 無脈性歐氣的活動の原因となる淸能  | 無所性恐気的活動の原因となる主な機構病態について説明できる。   | 7.4            | <u> </u>     |
|                                | (13) 心静止の原図となる病態   | しつ静止の原因となる主な傷痕消骸について説明できる。   | 2              | ;<br>T'      |
| 9) 薬物の作用                       | (14) 薬物の作用機序<br>(15) 用電・反応関係<br>(16) 薬物の対型とその特徴                    | 「影物の作用機作について説明できる。<br>、異物校与量と効果の関係について説明できる。<br>※物の剤型とその特徴について説明できる。                 | 3              |              |
| 10 異物の吸収、代謝、排泄                 | (17) 旗物動態, 張力學の基本<br>(18) 棄物の吸収、代數・排他の基本<br>(18) 華剤の投与経路による薬物助態の差異 | 薬物節語・薬力学の基本理論について説明できる。<br> 液物動態に関連する各職器の役割について説明できる。<br> 薬剤投与経路による薬物動態の善異について説明できる。 | \ <del>-</del> |              |
|                                | (20) 高齡者,妊婦,小児における葉物動能   | 高齢者・発験・小児における薬物動態の特徴について説明できる  |                | ·4·          |
| (1) 原剤の投与総路と投与法(12) 無物の有害作用    | (21) 薬剤の投与経路と投与法(22) 薬物の主作用と割作用                                    | <br> 護利の投与経路や投与法。その違いについて説明できる。<br>  類物の主作用と副作用について説明できる。                            | 2 -            | 21           |
|                                | (23) 凝物過最上熟物中毒   | 展物温量・薬物中費・薬物依存などの海陰について説明できる。  | <del>-</del>   |              |
|                                | (24) 薬物アンルギー   | 数物アレルギームアナンイラキツーショックの構能について製明できる。  | ÷<br>          |              |
| 薬剤牧与の原則                        | (25) 案利投与の原則   | 薬剤投与の基本原則と6つの、R「について説明できる。   | <u> </u>       |              |
| (4) 薬事法と医薬品                    | (26) 棄事法<br>(27) <b>医薬品の定業と分</b> 類<br>(20) 医窮晶の保存・保守管理             | 現行の薬事法について説明できる。<br>医薬品の定義と分類を説明できる。<br>医薬品の保存と保守管理に必要な事項について説明できる。                  |                |              |
| 5) 輸液銀約(血液照到液鉛む)               | (28) 楠液製剤の分類   | 額液觀剤について分類でき、それぞれの特徴について説明できる。   | - 23           | ਲ<br>        |
|                                | (30) 特液療法の微熱   | 緊急病態における精液療法の意義について説明できる。  | 2              |              |
| 16) 自律神器系統                     | (31) 交感神経性闅與/藏新顯   | 女協神経作動薬/遮斯薬の種類と生な薬理作用について説明できる。  | <b></b>        |              |
|                                | (32) 副交感神経作動薬/選訴藥  | 副交應神経作動業/建断薬の種類と主な業Ψ作用について説明できる。   | -              |              |
| 27、宋庙上二田八七七八代宗教李撰珍             | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1                              | で記憶・「女子女子であって、「の名田郷村才被探げしていた路田とせん  |                | _            |

|                         |                            | (34) (7)                                | ら存徒出行がた。さなインの作用線件も適応行してい説明もも後                             | <del>-</del> |               |     |
|-------------------------|----------------------------|---|---|--------------|---------------|-----|
|                         |                            | (85) アトロピン                              | ら静存に口おけるアトロピンの作用数をも適びにしても認思できる。                           | _            |               |     |
|                         |                            | (36) マグネンウム製剤                           | で随停止におけるマグネジウムの作用被停力適応について説明できる。                          | _            |               |     |
|                         |                            | (37)   炭酸水素ナトリウム                        | で語序上言のする実験大統ナモプリムの作用物序の過位についた機関が変わる。                      | _            |               |     |
|                         |                            | (38) バンプレッシン                            | うで帯を上れませるスプブッシンの企用機をお適合にもこれ場別である。                         | :            | φ             |     |
| 薬剤牧与の実際                 | 10) 静脈路進保上藻剤牧鸟(二必要な器具      | (39) 樹脈路積保上東刺波与口必照存器裏                   | 静原路確保上類類役与に必要な器具とそれぞれの特性について説明できる。                        |              | -             |     |
|                         | [9] スセンダードプローションや道際媒本      | (40) メダンダードリフリーツョンの疎鳴い戦廉(41) 海戦 薬 もの線 歌 | スタンダーナレフローシェンの特別・地震について認思をある。<br>競権的はの親の出演職名の地震について禁用をする。 |              | T .           |     |
|                         | 20) 約脈路確保とその確認             | (42) 静脈路確果珠芒暗翻珠                         | 影明できる。  | 2            | · ~           |     |
|                         | 21) 築効野価と観察                | (43) 薬剤没与後の薬効腎価と酸緊                      |   | -            |               | Ę   |
|                         |                            | (44) 心肺停止におけるエピネフリン役与後の薬効評価と観察          | 心静体出におけるエピキンプン数字後に必要な深効緊痛と関係反同にもいた。影響のある。                 | -            | ы             | ≧ . |
|                         | 22) 麻剤技事後の合併組む対策           | (45) 異創投与の合併症と対策                        | 薬剤数与で起こりうる合併症と一般的な対策について説明できる。                            | -            |               |     |
|                         |                            | (48) 心肺停止におけるエピネプリン投与の合併症とその対策          | の解浄上におけるエピネンリン決等に超こりうる合併なと対策を説明できる。                       |              | ~             |     |
| !                       |                            | (47) 踏むの係験                              | 使用器材の安全な取り扱いと廃棄油について説明で参る。                                | - -          | T             |     |
| 、薬剤投与のプロトコー             |                            | (40) 棄剤投与の適応となる病態                       | 工ビネフリン位与の適応となる機能について説明できる。                                | 2            | 2             |     |
|                         | 25   心翼細動/部脈性心電脈拍のプロトロール   | (48)心魔細動/焦派性心塵煩迫のプロトロール                 |   | ~            | _             |     |
|                         |                            | (50) 時例是ポニよるプロトロール内容の理解                 | 8時间に対し、プロトロールに沿った適切な寺園で薬剤技事ができる。                          | ₹            | 60            |     |
|                         | 26 指標在館気消略、心部止のプロトロール      | (51) 無脈性電気活動, 心静止のプロトコール                | 難院衛電報と指載・の都上に対するエピネフリン数中のプロ・コープを影響<br>つ、やちかなの手順にして、内部部の中心 | 2            |               |     |
|                         |                            | (62)   華阙県赤によるプロトコール内容の理解               | 一部建築圏に対し、プロトリーが占指した適合が平原や凝整技術がある。                         | <del>-</del> |               | 20  |
|                         | 27) 病院で行われる二次数命処置          | (50) 心践劉別兼滕傑心或領拍                        | 一心を割割が無疑性の定義由に対する結構内で行われる二次数合処置のアループリズムについて適関できる。         | 67           | Γ             |     |
|                         |                            | (54) 無職性電気的活動                           | 部の内で行われる二次核命処置のアルゴリズム                                     | 2            |               |     |
| i                       | -                          | 可((25)                                  | 騰内で行われるこ次救命処理のアルゴリズムについて                                  | 2            | 9             |     |
| 3. 薬剤投与とメディカルコ<br>ントロール | 7(23) 漢色数与に図るメディカルロントロース体制 | (60) 無当状与におけるメアイカアロントロールを誤り勉潔           | 薬剤接与におけるメディカルコントロール体制の意識について説明できる。                        | <b>N</b>     |               |     |
| l.                      | 29) 與剃投与口おける医師,救急救命士間の連續   | (67) オティカルコントロール体制下の深刻校与と指示・運絡体         | 環剤投与実施時における医師-数念教命士の連携について説明できる。                          | 2            |               | t:S |
|                         | 30) 活型記錄と降後核語              | (58) 薬剤後与における活動記録の記載と再後検証法              | 薬剤牧与の活動記録・事役検証の意義、方法について説明できる。                            | 2            | ري.<br>دي     |     |
| 0. 陳利提与2生命倫理            | 31) 薬剤投与に関わる生命倫理           | [(59)]漢削投与に関わる生命倫理                      | 一類対接与に関わる医療循環について説明だぎる。                                   | 67           |               |     |
|                         | (32) 棄創投与の説明のあり方           | (60)[藥剂投与の説明のあり方                        | 戦刺投与実施時における関係者への説明のあり方を述べることができる。                         |              | 4             | ٠.  |
| 10、繊翹液与に強するリスクマギーシベン    | 33) リスクマホージメント             | (61) 病院での医療事故の現状                        | 病時での医療等故の現状について説明できる。                                     | <u> </u>     |               |     |
|                         |                            | (62) 病院での医療事故に対するリスクマキージメント             | いて説句できる。  | 2            | <sub>23</sub> |     |
|                         | 34) 藥剤製設与2対鍵               | [63]  (64)   薬剤器役号を来たす危険因子              | 練到課後与老來看字看魔因學在說明才認為                                       | _ N          |               | 13  |
|                         | 35) 卑劉仁楊茂仁文潔               | (65) 針刺し夢故やら起こりうる感染症(69) 牡刺し夢故楽生は多くの対策  |   | - «          |               |     |
|                         | (30) 藝和投与口閣する医療訴訟          | (67) 緊和投与に関する国内外での医療訴訟                  | 1   | 5            | _             |     |

|                    | [37] 教隐教命士[52] 计备法的资任             | (68) 与 太命士仁台げる法的責任                                | 素剤核与に関いる事故等の被急数命士の法的責任について類別できる。  |         |        |                |
|--------------------|-----------------------------------|---|---|---------|--------|----------------|
| 。绝配試験              | (36) 维花試験                         |   |   | 3       |        | اده!<br>آ      |
|                    |                                   | 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.           |   | =       | 110    | =              |
| 突出                 |                                   |   |   | 1       |        | Ī              |
| 大項臣,               | 中国日                               | 小適日   | 到路目標  | 推       | 排版数    | _              |
| 2人形を用いた基本平1の実施     | 38) 薬剤の保管・管理・数り扱いの実際              | (69)]薬剤の保管・管理                                     | 数割を正して象質などの管理が心部る、  | <br> -  | _      |                |
|                    |                                   | (70) 薬剤の取り扱い                                      | 解剤を適切に取り扱うことができる。   |         |        | -              |
|                    | (40) 類剤投与の準備                      | (71) 病院内を想定した薬剤法与の機備                              | 病院実習で必要な認利投与の準備を行うことができる。   | 2       | -      | _              |
|                    |                                   | (72) 廃外の肺停止導例を認定した薬剤投与の準備                         | 原外の証券上等例に対する撤組数年の準備を数象視器を行うことができる。  | ~       |        | <del>د</del> . |
|                    | 41) 蘿莉投与の突施                       | [73] 接腕内を想定した薬剤投与の実施<br>[74] 勝外心脳停止等例を想定した鞭剤液与の実施 | 病院深習で必要な整創投与を実活できる。<br>院外心肺停止降例に対する異創投事を実施できる。  | 4 4     | [      |                |
|                    | 42) 薬剤投与手技の実技試験                   |   |   | 4       | Τ.     |                |
| 3.人形を用いた雑銭投げしい一ク報節 | 43) 素剤没与プロトコールの裏値                 | (75) 連携を認定した基本プロトコール実習                            | 補助者の便務を数定した上で心証存止に対し疑判投与を含む扱品教命処<br>置を足速かの適切に実施できる。   | 12      | -<br>  |                |
|                    |                                   | (76) 専例呈糸によるシミュレーション実習                            | 華の里をによるションーション実習を、優先還女をの顕しおむ、教の教の配面もの連絡、楽館状も母のトレブトくの対断、楽館の牧中ツ(イタラセン)のかた、免許命の対象、楽館の牧中ツ(イタラ・ハンのかん)の作の のかん、免許の の対象 集を出来かし 観色に乗船をある | 35      |        | 42             |
|                    | 44) 使用後の薬剤や注射器の取り扱いと安全管理          | (77) 使用後の薬剤や注射器の取り扱いと安全管理                         | 使用後の薬剤や注射器の取り扱いと安全な管理法を体得できる。   | 4       | Γ-     | _              |
|                    | 47) OSCEICよるプロトコール映後試験            |   |   | 9       | ;<br>; |                |
| 4.短院内での薬剤投与る盟      | 40聚創の技与準備                         | (78) 毎票レインの作成も参点路通信                               | 静脈路ラインの作成と静脈路離像を実際の路床の滑で矮穣する。   | 22 20   |        |                |
|                    | 49]使用後の棄剤や注射器の取り扱いと安全管理           | (78) 使用後の薬剤や注射器の取り扱いと安全管理                         | 使用後の薬剤や注射器を安全に取り扱うことができる。   | 10 10   |        |                |
|                    | 50)心臓機能停止等後におけるエピネフリン投与(10例を) 日標) | (80) 心臓機能停止事例におけるエピネフリン牧与                         | 今級協議手出権包口ないと出連さり適包によれなレンプを表現らせる。  | 20   20 |        |                |
|                    |                                   | 七個金剛派   |   | 110     |        | _<br> ≘        |
|                    |                                   | 150%  |   | 220     | Н      | 220            |

○「療院内での薬剤投与実習」については、1~13まで修了していることを前提とする。
○「療院内での薬剤投与実置」は、方イドラインを参照すること。